

## 資 料 編

- 1 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定の経過
- 2 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱
- 3 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会名簿
- 4 介護保険料の変遷
- 5 湯沢町で利用できる介護（介護予防）サービス



## 1 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定の経過

月 日	会 議 等	検 討 内 容
令和5年2月3日から 令和5年2月24日まで	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査	調査対象 ・65歳以上の町民600人 ・在宅で要支援・要介護認定を受けている町民及び介護をしている町民217人
令和5年10月20日	市町村ヒアリング	計画の記載事項等について (Web会議)
令和5年11月27日	第1回湯沢町老人福祉計画・ 介護保険事業計画検討委員会	・第8期計画進捗状況 ・第9期計画策定スケジュール ・ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果について
令和5年11月28日	圏域市町村意見交換会	圏域間における施設整備計画 及び利用者見込等 (Web会議)
令和5年12月26日	第2回湯沢町老人福祉計画・ 介護保険事業計画検討委員会	・第9期計画素案について ・第9期第1号被保険者保険料の算定について
令和6年1月23日	第3回湯沢町老人福祉計画・ 介護保険事業計画検討委員会	・第9期計画(案)について
令和6年1月29日から 令和6年2月27日まで	パブリックコメント	意見数 0件
令和6年2月9日	町議会生活福祉常任委員会	第9期計画(案)説明
令和6年3月4日	第4回湯沢町老人福祉計画・ 介護保険事業計画検討委員会	・第9期計画(案)総括 ・条例改正について
令和6年3月5日	県への意見聴取	計画の記載事項等について

## 2 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)策定のための検討及び計画の進捗状況を評価することを目的として、湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、当町の事業計画の作成に関し、介護保険給付対象サービス及び対象外サービスの種類ごとの見込みとその見込量の確保の方策、その他必要な事項について協議、検討する。  
2 委員会は、策定された事業計画に対し、その進捗状況、その他必要な事項について評価点検する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。  
2 委員は、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。  
(1)知識経験のある者  
(2)関係行政機関の職員  
(3)保健・医療・福祉関係者  
(4)被保険者  
(5)介護サービス等の利用者  
(6)介護サービス等の事業者  
(7)その他町長が必要と認めたる者

### (役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。  
2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長を務める。  
2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (報酬、費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、「湯沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定を適用する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、所管課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定により、平成12年度中に町長が委嘱した委員の任期については、第5条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 3 湯沢町介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成10年要綱第7号)は、廃止する。  
附 則(平成18年要綱第6号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年要綱第 17 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年要綱第 38 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年要綱第 40 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属	備 考
1	井上 陽介	湯沢町保健医療センター長	
2	角谷 文祐	角谷整形外科医院長	
3	木村 幸裕	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課	R4.3.31まで 前任 小林 誠
4	池田 一明	介護老人保健施設 越南苑 事務長代理	
5	西澤 良二	介護老人福祉施設 ゆのさと園 施設長	
6	高橋 政弘	湯沢町社会福祉協議会会長	R5.6.21まで 前会長 佐久間 知良
7	山崎 正行	民生委員児童委員協議会会長	
8	清水 守	在宅介護経験者	
9	立柄 美枝	2号被保険者代表	
10	綿貫 玲子	1号被保険者代表	
11	土谷 俊幸	1号被保険者代表	
12	佐藤 春幸	健康倶楽部ゆざわ 係長	R5.3.31まで 前施設長 南雲 未来
13	石澤 ゆかり	湯沢町社会福祉協議会 主任介護支援専門員	
14	劔持 崇紀	司法書士	
15	樋口 文子	湯沢町保健医療センター 介護支援専門員	

## 4 介護保険料の変遷

## ■第1期（平成12年度～平成14年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	16,300円
第2段階	町民税世帯非課税者	基準額 ×0.75	24,500円
第3段階	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	32,700円
第4段階	町民税課税者のうち合計所得250万円未満の者	基準額 ×1.25	40,800円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得250万円以上の者	基準額 ×1.50	49,000円

## ■第2期（平成15年度～平成17年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	21,100円
第2段階	町民税世帯非課税者	基準額 ×0.75	31,600円
第3段階	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	42,200円
第4段階	町民税課税者のうち合計所得200万円未満の者	基準額 ×1.25	52,700円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得200万円以上の者	基準額 ×1.50	63,300円

※基準額対前期比29.1%増（32,700円→42,200円）

## ■第3期（平成18年度～平成20年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	24,400円
第2段階	町民税世帯非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.50	24,400円
第3段階	町民税世帯非課税者であって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	36,600円
第4段階	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	48,800円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得200万円未満の者	基準額 ×1.25	73,800円
第6段階	町民税課税者のうち合計所得200万円以上の者	基準額 ×1.50	73,200円

※基準額対前期比15.6%増（42,200円→48,800円）

■第4期（平成21年度～平成23年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	24,900円
第2段階	町民税世帯非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.50	24,900円
第3段階	町民税世帯非課税者であって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	37,400円
第4段階	町民税本人非課税者 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額 ×0.91	45,400円
	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	49,800円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得200万円未満の者	基準額 ×1.25	62,300円
第6段階	町民税課税者のうち合計所得200万円以上の者	基準額 ×1.50	74,700円

※基準額対前期比2.0%増（48,800円→49,800円）

■第5期（平成24年度～平成26年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	28,800円
第2段階	町民税世帯非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.50	28,800円
第3段階	町民税世帯非課税者であって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	43,200円
第4段階	町民税本人非課税者 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額 ×0.91	52,800円
	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	57,600円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得190万円未満の者	基準額 ×1.25	72,000円
第6段階	町民税課税者のうち合計所得190万円以上の者	基準額 ×1.50	86,400円

※基準額対前期比15.7%増（49,800円→57,600円）



## ■第6期（平成27年度～平成29年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.50	30,000円
第2段階	町民税非課税世帯で前年のかつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.75	45,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.75	45,000円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	54,000円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	60,000円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	基準額 ×1.20	72,000円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上190万円未満	基準額 ×1.30	78,000円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得190万円以上290万円未満	基準額 ×1.50	90,000円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得290万円以上	基準額 ×1.70	102,000円

※基準額対前期比4.2%増（57,600円→60,000円）

## ■第7期（平成30年度～令和2年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.50	31,200円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.75	46,800円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.75	46,800円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	56,160円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	62,400円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	基準額 ×1.20	74,880円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上200万円未満	基準額 ×1.30	81,120円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得200万円以上300万円未満	基準額 ×1.50	93,600円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得300万円以上	基準額 ×1.70	106,080円

※基準額対前期比4.0%増（60,000円→62,400円）

■第8期（令和3年度～令和5年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.30	18,720円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.50	31,200円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.70	43,680円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	56,160円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	62,400円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	基準額 ×1.20	74,880円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	81,120円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	93,600円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得320万円以上	基準額 ×1.70	106,080円

## ■第9期（令和6年度～令和8年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額 ×0.285	17,100 円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額 ×0.485	29,100 円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	基準額 ×0.685	41,100 円
第4段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80 万円以下	基準額 ×0.90	54,000 円
第5段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80 万円超	基準額 ×1.00	60,000 円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得 120 万円未満	基準額 ×1.20	72,000 円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得 120 万円以上 210 万円未満	基準額 ×1.30	78,000 円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得 210 万円以上 320 万円未満	基準額 ×1.50	90,000 円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得 320 万円以上 420 万円未満	基準額 ×1.70	102,000 円
第10段階	本人が町民税課税かつ合計所得 420 万円以上 520 万円未満	基準額 ×1.90	114,000 円
第11段階	本人が町民税課税かつ合計所得 520 万円以上 620 万円未満	基準額 ×2.10	126,000 円
第12段階	本人が町民税課税かつ合計所得 620 万円以上 720 万円未満	基準額 ×2.30	138,000 円
第13段階	本人が町民税課税かつ合計所得 720 万円以上	基準額 ×2.40	144,000 円

※基準額対前期比 3.8%減（62,400 円→60,000 円）

## 5 湯沢町で利用できる介護（介護予防）サービス

### ・居宅介護(介護予防居宅)サービス

#### ○介護予防支援及び居宅介護支援

介護支援専門員や地域包括支援センターの職員が要介護認定の申請の代行や居宅サービス計画の作成、サービス事業所との連絡・調整を行います。

事業者	所在地	電話番号
湯沢町地域包括支援センター	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-784-3000
湯沢町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-784-4111
ゆのさと園居宅ケアセンター	湯沢町大字神立 1647 番地 275	025-784-3803
居宅介護支援事業所 つむぐ	南魚沼市欠之上 478 番地 2	025-773-5111

#### ○訪問介護（ホームヘルプサービス）・介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの介助や日常生活の手助けを行います。

事業者	所在地	電話番号
湯沢町社会福祉協議会訪問介護事業所	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-784-4111
ヘルパーステーション 悠々の杜石打	南魚沼市石打 190 番地 5	025-775-7863

#### ○訪問型サービス B

シルバー人材センターの会員が家庭を訪問し、身体介護以外の掃除・洗濯・調理などの日常生活の支援を行います。

事業者	所在地	電話番号
南魚沼シルバー人材センター 湯沢町事務所	湯沢町大字湯沢 1759 番地 1	025-784-2850

#### ○通所介護（デイサービス）・介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを行います。

事業者	所在地	電話番号
湯沢町社会福祉協議会通所介護事業所	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-784-4111
ゆのさと園デイサービスセンター	湯沢町大字神立 1647 番地 275	025-784-3785
デイサービス 悠々の杜石打	南魚沼市石打 190 番地 5	025-775-7863

## ○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などの福祉施設に短期入所し、日常生活の介護や機能訓練を行います。

事業者	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム ゆのさと園	湯沢町大字神立 1647 番地 275	025-784-3785
特別養護老人ホーム まいこ園	南魚沼市仙石 1 番地 18	025-782-1655
特別養護老人ホーム みなみ園	南魚沼市六日町 712 番地 4	025-773-3155
特別養護老人ホーム こころの杜	南魚沼市六日町 1148 番地 1	025-770-1123
特別養護老人ホーム 八色園	南魚沼市浦佐 4059 番地 1	025-777-3811
雪椿の里ショートステイ	南魚沼市穴地 14 番地 1	025-780-1155
ショートステイ百花園	南魚沼市関 852 番地	025-783-5200

## ○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設に短期入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などを行います。

事業者	所在地	電話番号
介護老人保健施設 越南苑	南魚沼市五日町 2405 番地	025-776-3668

## ○訪問看護

看護師等が通院困難な方の家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら病状や健康状態の管理と看護、医療処置などを行います。

事業者	所在地	電話番号
みなみ園 老人訪問看護ステーション	南魚沼市六日町 712 番地 4	025-773-6488
るあな訪問看護ステーション	南魚沼市六日町 924 番地 5	025-775-7827
訪問看護みなかみ	群馬県利根郡みなかみ町川上 54 番地 8	0278-25-8670

## ○通所リハビリテーション

病院等のリハビリテーション施設に通い、理学療法士によるリハビリ（機能回復訓練）を行います。

事業者	所在地	電話番号
草笛の里	群馬県利根郡みなかみ町石倉 194 番地 1	0278-72-4011
介護老人保健施設 越南苑	南魚沼市五日町 2405 番地	025-776-3668

○訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。

事業者	所在地	電話番号
湯沢町保健医療センター	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-780-6543
齋藤記念病院	南魚沼市欠之上 478 番地 2	025-773-5111

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与  
車いすや特殊寝台などの貸与を行います。

○住宅改修・介護予防住宅改修  
家庭での手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修の費用の支給を行います。

○福祉用具購入・介護予防福祉用具購入  
腰掛便座等の購入費の支給を行います。

事業者	所在地	電話番号
株式会社アルプスビジネスクリエーション 南魚沼店	南魚沼市六日町 801 番地 9	025-775-7471
シルバーサポートスマイル	南魚沼市六日町 2367 番地 1	025-775-7501
越後交通株式会社 介護事業部 魚沼営業所	南魚沼市塩沢 787 番地 5	025-782-4315
おもいやりの泉 魚沼店	南魚沼市野田 585 番地 1	025-776-7060
株式会社寿社	南魚沼市西泉田 8 番地 2	025-773-2271
さくらメディカル株式会社 魚沼営業所	南魚沼市浦佐 1335	025-788-0579
ラミコジャパン株式会社 シルバーサポート 十日町店	十日町市大黒沢 179 番地 101 号	025-750-2520

・地域密着型（地域密着型介護予防）サービス

○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心としながら様態や希望に応じて「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。

事業者	所在地	電話番号
健康倶楽部ゆざわ	湯沢町大字土樽 151 番地 116	025-787-1101

○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5～9人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるように支援します。

事業者	所在地	電話番号
グループホーム雪割草	湯沢町大字土樽 151 番地 116	025-787-1101

○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が対象となります。デイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事の介護、生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。

事業者	所在地	電話番号
デイホーム雪割草	湯沢町大字土樽 151 番地 116	025-787-1101

・施設サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症等で、常に介護が必要で在宅での生活が難しい方のための施設です。入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

事業者	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム ゆのさと園	湯沢町大字神立 1647 番地 275	025-784-3785
特別養護老人ホーム まいこ園	南魚沼市仙石 1 番地 18	025-782-1655
特別養護老人ホーム みなみ園	南魚沼市六日町 712 番地 4	025-773-3155
特別養護老人ホーム こころの杜	南魚沼市六日町 1148 番地 1	025-770-1123
特別養護老人ホーム 八色園	南魚沼市浦佐 4059 番地 1	025-777-3811
特別養護老人ホーム 雪椿の里	南魚沼市穴地 14 番地 1	025-780-1155

○介護老人保健施設

入所者に対して看護やリハビリテーションの医療サービスを行い、家庭への復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護やリハビリテーションの他に、食事・入浴・排せつといった日常生活上の支援を行います。

事業者	所在地	電話番号
介護老人保健施設 越南苑	南魚沼市五日町 2405 番地	025-776-3668

○介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り・ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けることができます。

事業者	所在地	電話番号
湯沢介護医療院ゆきざくら	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-780-6543

- 介護保険に関する相談窓口  
湯沢町役場福祉介護課 介護保険係  
TEL 025-784-4560/FAX 025-784-4536
- 介護に関する相談窓口  
湯沢町地域包括支援センター  
TEL 025-784-3000/FAX 025-784-4536



湯沢町 老人福祉計画・第9期介護保険事業計画  
令和6年度～令和8年度

---

発行 令和6年3月

編集 湯沢町 健康福祉部 福祉介護課

〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地 1

Tel 025-784-4560 / Fax 025-784-4536

URL <http://www.town.yuzawa.lg.jp/>